

指定介護予防訪問介護事業所  
指定介護予防通所介護事業所  
指定介護予防支援事業所 御中

平成29年8月4日

諏訪広域連合 介護保険課

介護予防・日常生活支援総合事業における月額包括報酬サービス  
(介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス)  
の日割り請求にかかる適用について (通知)

平素より、当広域連合の介護保険事業の運営にご理解・ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」のI介護報酬改定関係資料の資料9(別紙1)にあるとおり、介護予防・日常生活支援総合事業(以下総合事業)における、月額包括報酬対象の訪問型サービス及び通所型サービス(以下現行相当サービス)については、月途中において、利用者と契約開始又は解除した場合は、従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と異なり、日割りで算定することとされています。

つきましては、下記の取り扱いとなりますので、サービス提供事業所及び指定介護予防支援事業所等の間で連携を図り、当該日割り算定にかかる適用について遺漏ないようご対応くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 月途中の利用開始

利用者との契約開始を事由として、当該契約月に総合事業の現行相当サービスの利用がある場合は、契約日を起算日に日割り計算を行い、報酬を算定します。契約日が起算日となりますので、契約日とサービス利用開始日については十分に協議し、利用者負担が過大とならないように注意してください。

2. 月途中の利用終了

利用者との契約解除を事由として、当該契約解除月に総合事業の現行相当サービスの利用がある場合は、契約解除日まで日割り計算を行い請求します。契約解除日の翌日以降は請求できません。

※平成30年3月末日までは従前の予防給付と総合事業が混在しますので、ご注意ください。

<本件に関するお問い合わせ>

諏訪広域連合 介護保険課 担当：宮武

電話：0266-72-2101 (代表)

0266-828161 (直通)

E-mail:kaigo@union.suwa.lg.jp